

## 会社を守る定款の見直しポイント

### ～経営者にとって役立つ定款変更による内部自治の拡大～

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業の経営者の皆さまから各種経営相談をお受けしています。また、Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。今回は、会社を守る定款の見直しポイントについて、星野ふみひと司法書士事務所の寄稿をお届けいたします。

#### 1 定款とは株式会社(経営者)と株主との契約のことで

～新会社法により株式の譲渡制限会社(非公開会社)に大幅な定款自治が認められます～

定款は会社の根本規則となる、憲法のようなものです。現実問題として定款が問題となるのは、会社の経営者と株主との間にトラブルが発生した時です。定款がどうなっているかで勝敗が決まります。定款とは、経営者と所有者である株主との契約であるとの認識が必要です。会社法の施行によって株式の譲渡制限会社(非公開会社)であれば大幅な定款自治が認められるようになりました。定款の内部自治が大幅に自由になったということは、株式会社と株主との契約内容を大幅に自由に定めることが可能となったということです。定款をキチンと整備すれば経営者にとって非常に有利な規定を数多く盛り込むことができるようになりました。経営する株式会社をよりよい会社にするために定款を整備しましょう。

#### 2 定款の相対的記載事項は会社の命運を決する

～定款の見直しポイント～

定款には絶対に定めなければならない事項と定めなくても定款自体無効にならない事項があります。その定めなくてもよいけれども、定めなければ規定自体無効となるものが、定款の相対的記載事項と呼ばれるものです。定款の相対的記載事項とは、一般に株主にとって不利益な事項が多数あります。一例を挙げますと株式の譲渡制限の規定です。株主が株式を自由に譲渡できなくなる規定です。ということは、株式会社(経営者)にとって有利な事項となることがあるということです。株主とのトラブルを未然に防ぐためにも、定款の相対的記載事項は是非見直しましょう。

##### 定款の見直しポイント

株式の譲渡制限の規定の設定……株主が自由に株式譲渡できなくなります。

株券の不発行(会社法は原則「不発行」)……株式の譲渡が「意思表示」だけで可能。

相続人等に対する株式の売渡し請求

……株主の相続人が会社の株主としてふさわしくない場合強制的にその株式を取得することができます。

特定の株主からの自己株式の取得

……他の株主の自己株式の取得依頼を拒否できます。

自社の実情に合わせた機関設計

……例えば、取締役会設置会社では必ず取締役を3人置かなければなりませんが取締役会非設置会社であれば、取締役の員数は1名以上いればよく、旧商法時代のように株式会社＝取締役3人設置の必要性が会社法の施行によりなくなりました。

(星野ふみひと司法書士事務所)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険㈱ 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-6721/FAX03-3259-7402